

■【トピックス】
米中新冷戦宣言！



第2次世界大戦後、アメリカとソ連は直接戦火を交えることなく、経済封鎖という冷たい戦争を行いました。その結果は自由主義陣営の勝利に終りソ連は崩壊しました。これと同じようなことが、今アメリカと中国の間で起ころうとしています。

米国のペンス副大統領は、最近の演説の中で中国を「敵」と呼びました。これまでは、貿易摩擦と思われていた米中関係ですがパラダイム・シフトが起きています。今後の動きに注目していく必要があります。

■【ビジネス・アイ】
事業承継税制②

- 社長 「前回の事業承継税制の話だけど続きを聞かせてくれるかな？」
- 花野 「はい、いいですよ。今回は事業承継税制の適用後のリスク軽減について2点お話ししたいと思います」
- 社長 「そういえば、雇用要件とかいうのがあったね」
- 花野 「そうです。これまでは事業承継税制を適用後5年間は平均で8割以上の雇用を維持する必要がありました」
- 社長 「そうそれだよ。5年も先のことは誰にも分からないからね」
- 花野 「そうですね。それを今回は未達成でも、経営悪化等の理由でも直ちに納税猶予の取消にはならないようになりました」
- 社長 「そうじゃないとダメだよな」
- 花野 「それから会社を売却した場合や廃業したような場合に、納税額をその時の評価額に引き直して計算することで、納税負担を軽減する措置も導入されました」
- 社長 「永遠に会社が続けていければいいけど、業績が悪くなって、どうしてもなくなって会社をたたむときに、昔の評価に基づいて巨額の納税が必要ですっっていわれてもね」
- 花野 「そうですね。免税になる訳ではないですが、将来の不安を多少軽減する効果はあると思います」
- 社長 「本当に多少だけどね(笑)」

■【今月のキーワード】
雇用要件

現行の制度では、事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められています。もし雇用の8割が維持できない場合には、猶予されている相続税等を全額納付する必要があります。新制度では、この雇用要件を実質的に撤廃しています。雇用維持条件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続することが可能です。ただし、雇用が維持できなかった理由が経営悪化又は、正当なものと認められない場合には、経営革新等認定支援機関の指導・助言を受ける必要があります。

■【今月の1冊】
『法学の誕生』

内田貴 著
筑摩書房 ¥2900

明治日本は、早急に西洋式の法典を整備する必要に迫られていましたが、それを運用するためにはその基礎となる「法学」が必要でした。

しかし、歴史的な背景がまったく異なる日本に導入するためには、想像を絶する困難がありました。この困難に当時の人々がどのように立ち向かったのか、その苦勞が分かる本です。歴史的な偉業を成し遂げた人々がいます。



■【編集後記】

9月に東京証券所第1部上場企業（朝日インテック株式会社）の取締役（監査等委員）に就任しました。上場企業のガバナンスを内部から担うことになりました。まずは、企業の事業内容の理解からです。しばらくは緊張の日々が続きそうです。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.140（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2018.11.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>